

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年1月26日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年2月9日から同年3月1日まで縦覧に供する。

平成22年2月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 広間地区	高松市産業経済部土地改良課
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中尾池地区	〃
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 荒神谷下池地区	〃
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高木北地区	三木町産業振興課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中代地区	〃
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 久米池地区	高松市産業経済部土地改良課
高松市屋島東町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 藤茂池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 木村池地区	〃